

別紙様式第1号（第10第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉等流通構造高度化・輸出
拡大事業交付金交付等要綱第10第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

注）様式は次のとおりとする。

II 事業の内容及び計画（又は実績）

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金

-----様式A

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業		円	円	円	円	円	
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業		円	円	円	円	円	
合 計	事 業 費						
	附帯事務費						
	計						

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 3 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「事業内容」欄は、畜産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注)

「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付金事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 事業実施主体に対し交付金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金）

区分	補助 根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。
 2 補助根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
 3 施設等区分欄は、畜産局長が別に定める交付対象経費の施設・機械等名を記入すること。
 4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。
 6 添付書類のうち都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号（第14第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては畜産局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第14第1項の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更承認申請書」を「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第14第1項の規定に基づき申請する」を「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

別紙様式第3号（第16第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したのもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別紙様式第4号（第17第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては畜産局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日まで に完了したもの		令和〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別紙様式第1号の様式AのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第 5 号（第 18 関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
 年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては畜産局長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 〇〇 殿

農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、
 北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、
 東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、
 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第 18 の規定に基づき、概算払
 いの請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
 また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	(A) 国庫交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第6号（第19第1項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては畜産局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - (2) 事業実施主体に対し交付金を交付している場合にあつては、別紙様式第1号の様式AのV-2の備考欄に、交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) 事業実績内訳明細書

別紙様式第7号（第19第2項関係）

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
 （〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
 あつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了 予定 年月 日
	交付金事業 に要する経 費 (A)	国庫補助金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済 額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇							
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかつた場合に提出するものとする
 （翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金
 額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しな
 かつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更
 後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係
 るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別紙様式第8号（第19第4項関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては畜産局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

- (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

- (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合には、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第10号（第23第4項及び第24第3項関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事
氏 名

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の事業実施状況報告及び評価報告
(〇〇年度)

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第23第4項及び第24第3項の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式9号を添付すること。
2 必要に応じて食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱第23第1項及び第24第2項の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

別紙様式第11号（第29第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名 区		地		事業実施年度		年度		農林水産省所管 交付金事業名										
区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		備考		
	事業内容	事業実施 主 体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容	
								交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	その他							
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第 12 号 (第 30 関係)

〇〇年度
農林水産省所管

交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付金 事業名	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金 相 当 額	支出 済額	うち交付金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち交付金 相 当 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
食肉等流通構 造高度化・輸出 拡大事業													
事業費													
附 帯 事務費													
その他													

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別紙様式第 13 号（第 33 第 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。